

## (第3号議案)令和元年度事業計画(案)審議に関する件

# 令和元年度事業計画(案)

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

平成30年度には、社会保険労務士(以下「社労士」)制度創設50周年という大きな節目を迎え、記念講演、記念式典及び祝賀会を盛大に開催した。また、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」)では、天皇皇后両陛下のご臨席のもと記念式典が厳粛に執り行われ、福岡県社会保険労務士会(以下「本会」)の会員も多数参加した。

本年度は、社労士にとって100周年に向けた新たなスタートの年であり、社労士制度の更なる発展と社労士の地位向上を実現していくための大切な年度である。

社労士制度は、この50年間で8次の法改正が行われ業務領域も拡大され、それに伴い知名度も向上し、同時に社労士が社会から求められる役割と責任の質も大きく変化した。

さらに、本年より働き方改革に関連する法律の順次施行、入管法改正による外国人労働者の雇用に関する問題など、企業の事業活動と国民の生活そのものに深くかかわっている社労士に求められる役割と責任は、今後も一層高まっていくものと考えられる。

また、一方で政府は行政手続簡素化に向けた様々な施策について検討を進めており、政府・地方・民間すべてを通じてデータが連携し、サービスが融合するデジタル・ガバメント時代への対応が求められるなど、社労士を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想され、その動向に注視するとともに変化する業務領域への対応が必要となっている。

今年度は、社労士の目的である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という原点に立ち返りつつ、人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう各事業を行っていく。

まず、労働・社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、社労士制度の更なる発展と社労士の地位向上のため、働き方改革に関連する様々な事業を通じて企業の支援を行うとともに、人事・労務管理や労働・社会保険に関する総合的な相談に対応し、「社労士会労働紛争解決センター福岡」を活用した解決までの一連の事業を充実させる。

次に前年度に引き続き自治体への労働条件審査事業を通じて、地域社会への貢献と社労士における労務監査等の定着に向けた取組みを進める。さらに事業開発に関する取組みとして、連合会と(公社)日本医師会との協力関係の動向に注視しながら、「院長のための労働問題110番」事業を通じ、(公社)福岡県医師会と(一社)福岡県歯科医師会との連携を図っていく。また、その他の業界として引き続き介護・保育の分野の雇用管理について事業領域の開発を進めていく。

その他、外国人労働者の雇用問題に対する事業や農業をはじめとした他の事業についても、社労士がどのように支援できるか検討し実施していく。

社会貢献に関する事業として、今年度も引き続き街角の年金相談センターや学校教育・地域社会の支援に関する事業を行っていく。また、成年後見制度に関しても必要な取組みを進めていく。

国及び県などからの受託事業については、情報を収集し、社労士が行うべき事業や必要な事業については積極的に協力していく。

これら社労士制度の推進や社会貢献を行うためには、その基盤としての職業倫理が重要であり、社労士としての品位を保持し続けるために研修等をはじめあらゆる機会をとらえて更なる職業倫理の徹底を図る。また、国民と地域社会の信頼に応えるため、専門家としての必要な知識と業務遂行能力の習得のため体系的な研修を企画、実施していく。

広報活動に関する事業として、働き方改革をはじめ人事・労務管理に関する業務や労働・社会保険に関する手続・相談業務は社労士であることを、実際の活動を通じて広く地域社会に広報していく。会員に対しても、連合会及び本会や会員の取組みの情報を提供していく。

最後に、社労士の社会的責任と国民や地域社会の社労士に対する期待に応えるため、必要な情報の収集、分析、発信を行っていくとともに、本会と支部事業及び福岡県社会保険労務士政治連盟の活動との連携を含め今後の組織の在り方を検討し、組織力を高めていく。

その他、行政等関係機関の事業への協力を通じて国及び地域社会へ貢献していくとともに、連合会及び九州・沖縄地域協議会と協力して事業を進めていく。

## 一．社労士制度推進に関する事業

社労士制度の更なる発展と地位向上のために、働き方改革に関する事業をはじめその他の事業についても積極的に事業を展開していく。

社労士を取り巻く環境に対応しながら事業を推進していくためには、状況に応じ臨機応変に対応できる体制とスピードが必要であるため、今までの「関与先アップ・プロジェクト」を「事業政策推進室」に組織を改め事業を推進していく。

### 1. 「働き方改革」の支援事業

本年4月より順次施行の「働き方改革」の実務について、連合会が宣言した50人以下の中小企業への「働き方改革支援宣言」を中心に、あらゆる業種、領域において働き方改革の支援事業を推進する。

- 本会と福岡県中小企業団体中央会の申合せに沿い、福岡県中小企業団体中央会所属団体などに研修講師を派遣し、また会員企業からの電話相談に応じる。
- 医療機関については、連合会と日本医師会が協力関係にある環境のもと、積極的に働きかけを行う。福岡県歯科医師会については、従前どおり一般労務管理の問題と並行して歯科医師会における働き方改革の可能性を周知し、セミナー講師や個別相談会の実施を行う。
- 連合会で受託した「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(専門家派遣事業)」の仕様書実現に協力し、事業推進を図る。その他、あらゆる業種領域において、顧問先、勤務会員は勤務先の改革実践を推進する。

### 2. 総合労働相談室・年金相談センターの運営

毎週火・木曜日(12時～18時)及び毎月第1土曜日・第3日曜日(10時～16時)を開設日とし、労働問題、助成金、年金に関する相談に対応する。その他、11月23日の「勤労感謝の日」、12月2日の「社労士の日」に臨時開設し、労働相談等に対応する。

### 3. 「社労士会労働紛争解決センター福岡」の質・量的充実

法テラス・福岡県弁護士会と連携を図り、社労士会労働紛争解決センター福岡の利用を促進するとともに、総合労働相談室との連携を強め、相談から解決までの紛争解決システムを構築する。

引き続きホームページに設置しているセンターサイトの内容の充実やチラシの配布など、広く周知するとともに、会員向けにセンター活用を促進する内容の研修会を開催し、あっせん件数の実績を上げる。また、あっせん委員を対象にフォローアップ研修を行う。

### 4. 労働条件審査の自治体への周知活動と審査の実施

労働条件審査委員会は、労働条件審査の導入に関し、北九州市での実績を突破口に引き続き地方自治体に周知・提案を行い、業務推進を図る。また、労働条件審査を実施する体制を整える。

経営労務診断サービスを推進していくために、サイバー法人台帳ROBINSの周知と確認者登録を呼びかけていく。

民間事業所を対象として開発した「労働条件審査ソフト」は必要に応じて改善を図り、引き続き会員の営業ツールとして活用できるようにする。

### 5. 算定基礎届等の説明会・実務相談会の開催

(一財)福岡県社会保険協会と共同で、算定基礎届事務説明会をはじめ、新任社会保険事務担当者講習会、社会保険事務講習会(健康保険給付、年金制度、入退社手続)、育児・介護休業事務講習会、労働保険事務講習会を開催し、合わせて実務相談会も開催する。

本会は会員の協力を得て、講師・相談員を派遣するとともに、社労士活用の広報を図る。

### 6. 中小企業支援に関する事業

中小企業の事業活動を支援するため、福岡県弁護士会や(一社)福岡県中小企業診断士協会など専門職団体と連携して事業を行う。

### 7. 事業開発に関する事業

#### (1) 経営者団体への社労士活用促進の事業

アクションプラン推進委員会及び事業政策推進室は、日本労働組合総連合会福岡県連合会(連合福岡)、(一社)福岡中小企業経営者協会、福岡県中小企業団体中央会等との提携を図りセミナーや労務相談会を実施し、中小企業の経営者に社労士活用をアピールする。

#### (2) 医療・介護・保育の各分野への支援

##### ① 「院長のための労働問題110番」事業の実施

事業政策推進室は、昨年度に引き続き小規模医療機関、いわゆるクリニックを中心に新たな広報活動を行い医療分野における業務領域の拡大を図る。

また協力調印を行っている福岡県歯科医師会との協力によりさらに発展させ、広報活動を強化しセミナー等を充実させる。

##### ② 介護業界に対する業務領域の拡大

事業政策推進室は、引き続き福岡県、さらには福岡市、北九州市、久留米市等の協力を仰ぎ、介護業界について県内各地区(4ヶ所)でセミナーを開催し、同時に労働相談会などを通じて、社労士の知名度アップを図り会員の業務土壌の開発を行う。

### ③保育業業界に対する業務領域の拡大

事業政策推進室は、幼稚園・保育業の労務管理の支援を行うため、情報を収集し支援のあり方を検討していく。

### ④その他

連合会が今後検討していく農業をはじめその他の業界についても連携し、必要な取組みを行っていく。

## 8. 外国人人材の受け入れ拡大に関する事業

改正入管法による外国人労働者受け入れ拡大に伴う今後の社労士の取組みについて、情報収集と対応の検討を行う。

また、会員向けに研修を行うとともに、事業所を対象にしたセミナー等を開催していく。

## 9. デジタル・ガバメント対応に関する事業

電子化委員会が中心となって、以下を取組む。

### (1) 電子申請の利用促進

- 電子証明書の積極的な取得促進を図る。
- 利便性を増した電子申請の利用拡大を図るため、ホームページ会員専用サイト「やってみよう電子申請」コーナーを充実させる。
- 電子申請に不慣れな会員に個別的な実務指導の実施・情報提供を行う。
- 電子申請手続における添付書類を省略等できるよう連合会と共に取組む。

### (2) SRPⅡの周知と取得促進

マイナンバー制度に対応した社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRPⅡ認証制度)について会員に周知するとともに、社労士事務所内の情報管理体制の構築及び個人情報保護対策の一環としてSRPⅡの認証取得を促進する。

### (3) デジタル・ガバメントに関する情報の提供

デジタル・ガバメントに関する情報を収集し、会員・企業に情報の提供を行っていく。

## 10. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、厳正かつ適切に対処し、以下を取組む。

### (1) 業務侵害行為の防止

助成金申請手続をはじめとする社労士の独占業務について、侵害する行為を行う他士業及び事業者に関する情報収集、対象者に対する事情聴取や警告を行うとともに、行政機関とも連携してその防止活動を積極的に行う。

### (2) 悪質な業務侵害行為者に対する法的対応の整備

業務監察委員会が中心となって、総務委員会及び綱紀委員会と連携を図りながら、悪質な業務侵害行為者に対して訴訟等を含めた法的な対応ができるように基準等の整備を行っていく。

## 二. 社会貢献に関する事業

### 1. 街角の年金相談センター北九州の効果的運営

日本年金機構からの委託事業「街角の年金相談センター北九州」の運営を行う。地域に密着した愛される年金相談センターをめざし、広報を充実させ、さらに住民の方々にその存在をアピールしていくとともに、年金への関心が高い諸施設等にセンターの活用を働きかける。また、連合会及び日本年金機構と連携を密にし、国民の利便性を高めるサービスの提供に努める。

## 2. 国及び県などからの受託事業の運営と情報収集

企業の健全な発展と労働者の福祉の向上に資するために実施される国や県等の事業について、情報収集、分析を密にし、積極的に受託する。受託事業については、アクションプラン推進委員会、各支部代表者による推進プロジェクトなど効率的な組織体制を整え、事業を適正に実施し、国民への貢献を図る。

## 3. 学校教育に関する事業

高等学校等を中心とした学校教育での社会保障・雇用など社会的常識の教育活動として、より多くの学校で「ワークサポート事業(キャリア形成応援セミナー)」及び「就業前労働講座(福岡県労働政策課からの依頼で実施)」が実施できるよう、アクションプラン推進委員会が中心となって取組む。

## 4. 地域社会支援に関する事業

福岡県は、大学・短大、専門学校等多くの教育施設が存在し、多くの優秀な学生が集まっているが、卒業後は東京をはじめ都市部に就職していく。

地域社会支援事業として、「働くこと」を通じて福岡県をはじめ九州地域の企業や学生などが起業すること、就職することに魅力的な地域社会になるような事業を検討して行く。

## 5. 成年後見制度への取り組み

「一般社団法人社労士成年後見センター福岡」を支援し、社労士ならではの成年後見制度の取り組みを進めていく。また、後見センターが行う広域的な社会貢献活動の取り組みにも協力する。

# 三. 資質向上に関する事業

## 1. 職業倫理

### (1) 倫理研修の更なる強化

職業倫理が希薄になっていることに起因した不祥事が全国的に多発していることに鑑み、国民の社労士への信頼度を高めるためにも、倫理研修の内容を充実させ、社労士の品位保持の強化を図るとともに、対象者へ「義務研修」であることを認識させ、受講徹底を強化する。また未受講者への処分も含めた指導を徹底する。

### (2) 会員への苦情対応

会員及び一般の方から寄せられる会員への苦情について、事実関係を精査し、問題解決の提案、円滑な業務の運営についての助言指導を行うとともに、苦情処理相談窓口設置規程に基づいた迅速な対応を行っていく。

## 2. 体系的研修制度の充実

研修委員会を中心に、研修を行う委員会や自主研究部会、各支部と情報共有し連携して体系的な研修を実施する。

- (1) 専門(実務)研修の充実
- (2) 新規開業者や事業拡大・展開に向けた研修の開催
- (3) 個別労働紛争解決や補佐人に関する研修の開催
- (4) デジタル・ガバメントへ対応できる能力担保研修の開催
- (5) 自主研究部会の活性化・発表会の開催

## 3. 新法の施行及び法改正に伴う能力担保の強化

### (1) 働き方改革関連法への能力担保

「働き方改革関連法」が成立し、関連の政省令が順次公布されていることから、法改正の概要や実務的なポイントなどについて能力担保を強化するための研修を実施する。

### (2) 法律の施行及び法改正に伴う能力担保

労働社会保険諸法令の専門家としての能力担保として、法律の施行や法改正に対応した研修を行う。

## 4. 新規入会者研修の実施

新規入会者研修を2回開催する。会の組織、事業内容、関連団体の活動等について紹介するとともに、職業倫理にかかる内容を充実させ、社労士の品位保持の強化を図る。また、情報交換会の中で先輩会員たちとの交流を深め、新規入会者の会への積極的な参加促進を図る。

## 5. 「1000万獲得塾」の実施

事業政策推進室は、売上1000万円超を目指している会員やさらなる業務拡大を目指している会員及びこれから開業を志している会員等を対象に、高い業績を上げている会員等を講師に招き「1000万獲得塾」を実施する。

## 6. 医療労務コンサルタント研修の実施

「医療労務コンサルタント研修」及び「フォローアップ研修」を近隣の県会にも呼びかけ実施する。

## 7. 介護労務アドバイザー研修の実施

近隣の県会にも呼びかけ、介護事業者の労務管理に特化した実務的な知識・能力の習得を目的とした、介護労務アドバイザー研修を実施する。

## 8. 年金相談員の研修、年金マスター研修の実施

- 年金相談員の資質向上のために、定期的なスキルアップ研修を行う。また相談員代表者会議を定期的を開催し、円滑な相談体制の強化を図る。
- 年金事務所や街角の年金相談センターでの年金相談実務に従事する社労士を養成するために、年金マスター研修を1回開催するとともに、相談体制強化の必要があるときは、追加の開催を計画する。

## 9. 九州大学大学院法学府等との連携に関する事業

- 会員に対して、九州大学大学院法学府修士課程専修コース(職業人特別選抜)入学に関する情報を周知するとともに、入学にあたって、本会の推薦を希望する会員については、推薦の申請を受け付ける。また、他の大学についても、同様に大学院に推薦できる環境を整えていく。
- 九州大学法科大学院と本会の協議の下で法科大学院の「リカレント・プログラム」の一環として受講が可能になった授業(「労働と法」及び「労働法の実務」)について、会員に情報を発信するとともに聴講生としての入学を奨めていく。
- 九州大学法科大学院と連携協定を締結し、社労士のための専門能力向上のための研修プログラムを企画し、希望する会員に研修を行っていく。

## 四. 広報・会員交流に関する事業

### 1. 広報に関する事業

広報委員会、アクションプラン推進委員会、会報委員会が中心となって以下を取組む。

- 社労士制度推進月間頃に「無料相談会」を実施する。
- テレビ・ラジオCM等で「社労士」広報を実施する。
- 北九州市・久留米市の協力のもと、社労士相談窓口を運営する。
- ホームページの改善・充実を図るとともに、社労士検索システムの活用を促進する。
- 日本年金機構本部が情報公開している新規適用名簿を活用し、事業所へ社労士活用のDMを発送する。
- 会報誌「社労士ふくおか」の内容を充実させる。
- 12月2日「社労士の日」の広報を行う。
- その他、本会が行う事業を通じて社労士の業務内容を地域社会に発信していく。

### 2. 情報提供に関する事業

- 昨年度に引き続き「e-社労士通信ふくおか」を利用して、本会と会員間の連絡はメールを活用し、情報をより早く、的確に届ける。その実現のために、新規入会会員は原則として登録・入会手続き時にメールアドレスの登録を実施し、既存会員にはメールアドレスの登録促進を要請する。
- 会員へより早く有益な情報を提供できるよう、広報委員会を中心に、ホームページの会員向けサイトをより充実させる。

### 3. スポーツを通じての広報と会員交流への取り組み

会員自身が社労士として活動するための「健康」と「元気」を保持するため、広報委員会の下部組織の「社労士会広報運動部」の活動をより充実させる。

スポーツを通じ、定期的な練習により会員の健康促進を図り、会員同士の団結を強化するとともに、マラソン大会をはじめ様々な大会などで社労士PRユニフォームを着用して出場し、社労士の知名度アップを図る。

### 4. 賀詞交歓会の実施

福岡県社会保険労務士政治連盟、福岡県経営労務福祉協会とともに、令和2年1月24日(金)に賀詞交歓会を実施する。

## 五. 本会と支部との連携に関する事業

社労士に求められる社会的責任や役割、また変化する環境に対応するため支部と連携して事業を行っていく。

また、会員数も1,600名に迫る組織になり、会員への事業充実へ向けた取組みや社労士が社会からの期待に応えられる本会の組織のあり方について、支部長会を定期的に行い、本会と支部の役割と権限などについて検討していく。

## 六. 行政等関係機関への協力事業

### 1. 関係機関等への協力

行政等関係機関からの社労士の派遣・推薦依頼等について協力する。

#### (1) 厚生労働省

- ・臨時労働保険指導員、福岡地方最低賃金審議会委員を推薦する。
- ・業務委託契約に基づき、「医療勤務環境改善支援センター」への「医療労務管理アドバイザー」を派遣する。
- ・九州地方年金記録訂正審議会へ委員・調査員を派遣する。

#### (2) 日本年金機構

年金事務所等における年金相談に関する円滑な運営に協力するため、業務委託契約に基づき会員を相談員として送り出す。また、相互の連携を図るために定例協議を行う。

併せて、地域年金展開事業にも積極的に協力する。

#### (3) 総務省

九州管区行政評価局相談コーナーへ相談員を派遣する。

#### (4) 県内自治体

- ・業務委託契約に基づき、「がん相談支援センター」への「就労支援アドバイザー」を派遣する。
- ・福岡県が設置する「福岡県女性の活躍応援会議」の委員を推薦する。
- ・福岡市の業務委託を受けて、保育士や保育所に勤務する職員の勤務条件等の相談を受けるため、本会に相談窓口を設置する。
- ・その他、自治体から依頼があればその都度対応する。

#### (5) その他

社労士の専門知識を活かすため、地方裁判所への民事調停委員の派遣、福岡県弁護士会への紛争解決センター専門委員への派遣等に協力する。

### 2. 関係機関等との合同会議

関係機関等との連携を図り、相互の理解を深めるため、以下の会議へ出席する。

#### (1) 社労士会主催の行政等との連絡会議

業務監察委員会が議題等調整の上、福岡労働局、日本年金機構・全国健康保険協会福岡支部との「連絡会議」を開催する。

#### (2) 福岡専門職団体連絡協議会との連携

専門職団体で構成する福岡専門職団体連絡協議会の理事会、幹事会、運営委員会等の会議に出席する。

### (3) 関係機関等が主催する諸会議

福岡労働局主催の「雇用均等行政推進員会議」、総務省九州管区行政評価局主催の「福岡・北九州総合行政相談所運営会議」、国土交通省九州地方整備局主催の「社会保険未加入対策推進九州地方協議会」等へ出席する。

## 七. その他の事業

### 1. 社労士の登録・届出等に関する事業

連合会と協力して、登録及び特定社労士の付記並びに社労士法人届出の事務を適正に行う。なお、新規登録・入会者対象の説明会を毎月開催する。

### 2. 会則・細則改正の検討及び会費滞納に対する対策

会員及び本会の活動が円滑になるよう総務委員会が中心となって以下を取組む。

- 会則・細則・諸規程等の改正
- 会費滞納会員への対応及び法的手続

### 3. 全国社会保険労務士会連合会が行う事業

連合会が行う以下の事業に、会員の協力のもと本会として取組む。

- 社会保険労務士試験事務事業
- 特別研修・紛争解決手続代理業務試験事務事業
- 労働社会保険諸法令関係事務指定講習
- 社労士個人情報保護事務所認証制度(S R P II 認証制度)に関する事業
- 社会保険労務士賠償責任保険に関する事業
- サイバー法人台帳R O B I N S 事業
- 労務診断ドックに関する事業
- 社会保険労務士総合研究機構が行う事業
- 福利厚生事業の支援

### 4. その他の事業

関係団体等が行う以下の事業に、本会として取組む。

- 九州・沖縄地域協議会が行う会議、研修会
- 福岡専門職団体連絡協議会が行う会議、相談会等
- 小規模企業共済制度への加入促進等
- 労働保険事務組合が行う事業

(第4号議案) 令和元年度収支予算(案) 審議に関する件

収 支 予 算 書 (案)

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	平成30年度		令和元年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
<b>I 事業活動収支の部</b>					
<b>1. 事業活動収入</b>					
(1)会費入会金収入	137,386,000	139,834,000	142,828,000	5,442,000	
<b>会費収入</b>	131,436,000	132,154,000	136,778,000	5,342,000	
開業会員会費収入	98,232,000	98,728,000	101,592,000	3,360,000	8,000円×12月×開業・法人社員1,047名 中途入会者等 1,080,000円
勤務等会員会費収入	27,972,000	27,378,000	28,674,000	702,000	4,500円×12月×526名 中途入会者等 270,000円
法人会員会費収入	5,232,000	6,048,000	6,512,000	1,280,000	8,000円×12月×67件 中途入会3件 80,000円
<b>入会金収入</b>	5,950,000	7,680,000	6,050,000	100,000	
開業会員入会金収入	3,250,000	3,850,000	3,250,000	0	新規80,000円×35名 変更30,000円×15名
勤務等会員入会金収入	2,550,000	3,080,000	2,550,000	0	新規50,000円×50名 移管5,000円×10名
法人会員入会金収入	150,000	750,000	250,000	100,000	新規50,000円×5件
(2)補助金等収入	2,200,000	2,307,250	2,200,000	0	
<b>補助金等収入</b>	2,200,000	2,307,250	2,200,000	0	
登録等手数料収入	1,200,000	1,307,250	1,200,000	0	新規10,500円×85名、 変更800円×100名、特定証票交付他
活動交付金収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
(3)事業収入	136,950,000	135,391,501	138,060,000	1,110,000	
<b>研修会収入</b>	6,950,000	6,062,425	8,060,000	1,110,000	
必須研修収入	0	0	0	0	
専門業務研修収入	3,760,000	3,590,000	3,680,000	▲ 80,000	
インターシップ研修収入	600,000	0	600,000	0	
九地協研修収入	100,000	0	100,000	0	
その他の研修収入	2,490,000	2,472,425	3,680,000	1,190,000	
<b>委託等事業収入</b>	130,000,000	129,329,076	130,000,000	0	
委託事業収入	130,000,000	129,329,076	130,000,000	0	日本年金機構、福岡労働局他
(4)雑収入	4,510,000	5,803,336	5,010,000	500,000	
<b>雑収入</b>	4,510,000	5,803,336	5,010,000	500,000	
受取利息収入	10,000	375	10,000	0	
雑収入	4,500,000	5,802,961	5,000,000	500,000	
(5)他会計戻入金収入	0	2,244,320	0	0	
<b>特別会計繰入金戻入収入</b>	0	2,244,320	0	0	
認証ADR事業会計戻入金	0	2,244,320	0	0	
<b>事業活動収入計</b>	281,046,000	285,580,407	288,098,000	7,052,000	
<b>2. 事業活動支出</b>					
(1)事業費支出	160,098,000	151,693,995	163,758,000	3,660,000	
<b>広報費支出</b>	26,450,000	21,554,993	29,050,000	2,600,000	
会報発行費支出	1,200,000	2,208,026	1,800,000	600,000	4回発行 印刷・郵送・原稿謝礼、含広告収入
広報活動費支出	24,000,000	19,050,338	26,000,000	2,000,000	無料相談会、ホームページ関連、 シンポジウム

科 目	平成30年度		令和元年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
名簿等作成費支出	1,000,000	183,909	1,000,000	0	写真付会員証、会則印刷等
福岡社労士通信費支出	250,000	112,720	250,000	0	通信作成費・送料
<b>調査助成金支出</b>	<b>1,050,000</b>	<b>1,050,000</b>	<b>1,050,000</b>	<b>0</b>	
自主研究グループ助成支出	1,050,000	1,050,000	1,050,000	0	7部会×助成金150,000円
<b>研修会支出</b>	<b>11,230,000</b>	<b>9,655,672</b>	<b>12,290,000</b>	<b>1,060,000</b>	
必須研修支出	1,850,000	1,732,324	1,850,000	0	
専門業務研修支出	6,190,000	5,267,346	6,320,000	130,000	
インターシフト研修支出	600,000	0	600,000	0	
九地協研修支出	50,000	19,349	50,000	0	
その他の研修支出	2,540,000	2,636,653	3,470,000	930,000	
<b>福岡専門職団体連絡協議会</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,043,395</b>	<b>1,200,000</b>	<b>0</b>	
協議会会費支出	700,000	574,415	700,000	0	参加負担金40万円、 定期大会参加者補助金他
協議会役員会費支出	500,000	468,980	500,000	0	理事会、無料相談会等日当
<b>委託等事業支出</b>	<b>120,168,000</b>	<b>118,389,935</b>	<b>120,168,000</b>	<b>0</b>	
行政協力費支出	168,000	168,000	168,000	0	行政相談コーナー相談員謝金
委託事業費支出	120,000,000	118,221,935	120,000,000	0	日本年金機構、福岡労働局他
<b>(2)交付金支出</b>	<b>17,007,408</b>	<b>17,007,408</b>	<b>18,054,696</b>	<b>1,047,288</b>	
<b>支部交付金支出</b>	<b>17,007,408</b>	<b>17,007,408</b>	<b>18,054,696</b>	<b>1,047,288</b>	
支部交付金支出	17,007,408	17,007,408	18,054,696	1,047,288	
<b>(3)管理費支出</b>	<b>78,280,000</b>	<b>72,639,894</b>	<b>81,780,000</b>	<b>3,500,000</b>	
<b>人件費支出</b>	<b>43,800,000</b>	<b>43,133,153</b>	<b>46,800,000</b>	<b>3,000,000</b>	
役員報酬支出	800,000	800,000	1,900,000	1,100,000	正副会長、専務理事
給与支出	30,000,000	29,859,200	31,000,000	1,000,000	
諸手当支出	6,500,000	6,213,780	7,000,000	500,000	通勤手当、超過勤務手当等
福利厚生費支出	5,400,000	5,252,173	5,800,000	400,000	社会保険料・健康診断・制服等
中退共掛金支出	1,050,000	1,008,000	1,050,000	0	
雑給支出	50,000	0	50,000	0	臨時職員
<b>会議費支出</b>	<b>14,030,000</b>	<b>11,423,467</b>	<b>14,030,000</b>	<b>0</b>	
総会費支出	4,000,000	3,601,024	4,000,000	0	構成員日当、会場費等 議案書等印刷費及び送料
正副会長会支出	450,000	469,840	450,000	0	12回開催
支部長会支出	150,000	107,120	150,000	0	
常任理事会支出	300,000	124,395	300,000	0	2回開催
理事会支出	1,650,000	1,574,280	1,650,000	0	6回開催
常設委員会支出	5,000,000	3,597,840	5,000,000	0	
行政連絡会議支出	180,000	123,828	180,000	0	
その他の会議支出	2,300,000	1,825,140	2,300,000	0	専門委員会・監査他
<b>需要費支出</b>	<b>20,450,000</b>	<b>18,083,274</b>	<b>20,950,000</b>	<b>500,000</b>	
賃借料支出	7,600,000	7,164,726	7,600,000	0	借成ビル室料、OA機器等リース料等
旅費交通費支出	200,000	59,050	200,000	0	
通信運搬費支出	900,000	692,649	900,000	0	電話・切手代
印刷製本費支出	300,000	238,973	300,000	0	封筒等印刷代
消耗品費支出	850,000	710,305	850,000	0	コピー用紙、コピーカウント料他

科 目	平成30年度		令和元年度 予算額	増減	備考
	予算額	実績額			
備品費支出	500,000	122,526	500,000	0	
渉外費支出	400,000	433,960	400,000	0	関係団体への祝儀等
福利慶弔費支出	1,000,000	681,052	1,000,000	0	会員の慶弔費
光熱水道費支出	450,000	355,644	450,000	0	
営繕修理費支出	500,000	598,800	500,000	0	OA機器保守料
調査研究費支出	200,000	68,644	200,000	0	新聞、書籍他
諸会費支出	150,000	150,000	150,000	0	商工会議所会費等
自振等手数料支出	1,200,000	1,332,017	1,200,000	0	
顧問料支出	1,700,000	1,370,400	1,700,000	0	弁護士・会計士顧問料、訴訟費用
租税公課支出	4,000,000	3,328,600	4,500,000	500,000	消費税、印紙税、法人住民税均等割
貸倒引当金繰入額	0	428,800	0	0	
雑費支出	500,000	347,128	500,000	0	清掃関連費他
<b>(4)連合会会費支出</b>	<b>29,143,800</b>	<b>29,327,700</b>	<b>30,317,000</b>	<b>1,173,200</b>	
<b>連合会会費支出</b>	<b>29,143,800</b>	<b>29,327,700</b>	<b>30,317,000</b>	<b>1,173,200</b>	
開業会員会費支出	20,644,800	20,746,800	21,358,800	714,000	1,700円×12月×1,047名
勤務等会員会費支出	7,387,200	7,300,800	7,574,400	187,200	1,200円×12月×526名
法人会員会費支出	1,111,800	1,280,100	1,383,800	272,000	1,700円×12月×67件+中途入会
<b>(5)他会計繰入金支出</b>	<b>24,300,000</b>	<b>24,300,000</b>	<b>8,800,000</b>	<b>▲ 15,500,000</b>	
<b>特別会計繰入金支出</b>	<b>24,300,000</b>	<b>24,300,000</b>	<b>8,800,000</b>	<b>▲ 15,500,000</b>	
認証ADR事業会計繰入金	9,300,000	9,300,000	8,800,000	▲ 500,000	
50周年記念事業会計繰入金	15,000,000	15,000,000	0	▲ 15,000,000	
<b>事業活動支出計</b>	<b>308,829,208</b>	<b>294,968,997</b>	<b>302,709,696</b>	<b>▲ 6,119,512</b>	
<b>事業活動収支差額</b>	<b>▲ 27,783,208</b>	<b>▲ 9,388,590</b>	<b>▲ 14,611,696</b>	<b>13,171,512</b>	
<b>Ⅱ 投資活動収支の部</b>					
<b>1. 投資活動収入</b>					
投資活動収入計	0	0	0	0	
<b>2. 投資活動支出</b>					
ソフトウェア取得支出	0	500,000	0	0	
投資活動支出計	0	500,000	0	0	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>▲ 500,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>Ⅲ 財務活動収支の部</b>					
<b>1. 財務活動収入</b>					
財務活動収入計	0	0	0	0	
<b>2. 財務活動支出</b>					
財務活動支出計	0	0	0	0	
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>Ⅳ 予備費支出</b>	<b>23,401,378</b>		<b>26,684,300</b>	<b>3,282,922</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>▲ 51,184,586</b>	<b>▲ 9,888,590</b>	<b>▲ 41,295,996</b>	<b>9,888,590</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>51,184,586</b>	<b>51,184,586</b>	<b>41,295,996</b>	<b>▲ 9,888,590</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>0</b>	<b>41,295,996</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	